

5-6 (仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定支援業務委託 仕 様 書

1. 業務名

5-6 (仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定支援業務委託

2. 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで

3. 業務目的

本業務は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画である「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の改訂に向けた基礎資料とするため、国が提示する基本指針に沿って、子ども・子育て支援施策に関する利用ニーズの把握のための調査を実施し、報告書を作成するほか、教育・保育の「量の見込み」を算出し、確保方策の検討を行う。

また、関係法令及び国が提示する指針その他の通知並びに社会情勢、つくば市子ども・子育て会議の意見等を勘案した上で、市の今後の幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するために、市の子ども・子育て支援事業の基本方針、目標設定、目標達成に向けた各種取組を検討し、「(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定することを目的とする。

なお、「(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」をベースとし、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の「市町村子ども・若者計画」についても包含するものとする。

4. 業務内容

4.1. 令和5年度

4.1.1. 計画準備

業務目的及び業務内容を把握した上で、業務全体の作業方針、工程計画等を立案し、茨城県設計業務等共通仕様書第1112条に準じた業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

4.1.2. 資料収集・整理

国及び茨城県の子ども・子育て支援に関する政策の方向性を整理し、市の子ども・子育て支援に関する現状のデータ、施策、その他本業務の検討に必要な資料の収集・整理を行う。

4.1.3. 地域ニーズの調査・分析

(1) 調査項目の検討

「(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」の策定に向け、必要となる基礎情報を収集するためのアンケート調査項目の検討を行う。

調査項目については、居住地区・家族の状況、子どもの育ちをめぐる環境、就労状況、保育所・幼稚園等の利用状況、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の利用希望、小学校就学後の放課後の過ごし方、市の子育て環境や支援対策、子どもの生活状況、つくば市子ども・子育て支援プランの成果指標（アウトカム指標）、第2期つくば市子ども・子育て支援プランの成果指標の評価等の過去の調査結果と一定の比較が可能な内容を基本とし、受託者の提案を基に市と協議して決定する。

(2) アンケート調査

検討した調査項目を基に調査票を作成し、アンケート調査を実施する。調査票の作成に当たっては、他自治体の調査票様式等を参考に調査の構成や表記などを工夫すること。

ア 調査対象

市内に在住する就学前の児童・就学児童を持つ保護者及び児童

イ 調査対象の抽出方法及び数量

就学前の児童・就学児童のいる世帯（4,000世帯）を対象に無作為抽出を予定しているが、調査対象の抽出方法及び内訳などの詳細については、市の子育て世代等の特徴を捉えることができるように、受託者の提案を基に市と協議して決定する。

ウ 調査方法

調査票の郵送配布、郵送回収（ハガキによる督促1回を含む）を予定する。

※なお、市では現在、郵送による調査以外にも電子申請による調査方法も検討しているため、最終的な調査方法については市と受託者と協議して決定する。企画提案書提出時の参考見積書（様式自由）については、郵送による調査を前提とした積算により見積書を作成すること。

エ その他

市から、調査票送付用封筒（角2サイズ）及び対象者が印字された宛名ラベルの提供を予定している。

(3) 調査結果の集計

回収した調査対象ごとに全調査項目を入力し、調査票の種類ごと、項目ごとにデータの集計を行う。あわせて、居住地区、世帯構成、ライフスタイル等の属性ごとのクロス集計を行い、集計結果をとりまとめた「地域ニーズ調査結果報告書」を作成する。

(4) 調査結果の分析

調査結果を基に、「量の見込み」及び地域子ども・子育て支援事業の将来需要量を推計す

ると共に、国又は県に対して「量の見込み」を報告する際の提出書類案を作成する。

さらに、子ども・子育て支援に係る現状を分析し、その内容に基づき市内全域や各地域の課題を抽出し、各地域の実情に応じた施策や今後必要となる施策を提案する。

4.1.4. つくば市子ども・子育て会議の運営支援

市の指示により、本業務に係るつくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という）に必要な当日資料、会議後配付資料を作成し、必要に応じて子ども・子育て会議で資料の説明を行う。また、子ども・子育て会議の会議録（逐語記録を基本とする）の作成を行う。

なお、子ども・子育て会議は2回程度を予定している。

4.1.5. 報告書作成

受託者は、上記により作成した成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

4.1.6. 打合せ協議

打合せ協議については、次の区切りにおいて実施する。なお、業務着手時、成果品納入時は管理技術者が出席するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間報告時
- (3) 成果品納入時
- (4) その他発注者が必要と認めた時

4.2. 令和6年度

4.2.1. 計画準備

「4.1.1 計画準備」に同じ。

4.2.2. 資料収集・整理

国及び茨城県の子ども・子育て支援に関する政策の方向性を整理し、市の子ども・子育て支援に関する現状のデータ、施策、その他本業務の検討に必要な資料の収集・整理を行う。

また、国内におけるその他先進事例の情報収集を行い、市において取り入れる可能性のある事項等を抽出する。

4.2.3. 子ども・子育て支援事業計画策定支援

(1) 課題分析及び施策の検討

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「4.1.3 地域ニーズの調査・分析」の結果を踏まえ、市が取り組むべき課題を段階的に設定するとともに、市の子育て支援事業の基

本目標、重点施策、目標値等について検討する。

なお、段階的に取り組むべき課題、目標及び KPI を決定するための分析手法については、受託者の提案を基に市と協議して決定する。

(2) 計画書原案の作成

国及び茨城県の政策の方向性、市の既存の関連計画との整合を図り、つくば市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、「(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」の原案を作成する。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

また、パブリックコメントの意見集約や意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(3) 計画書及び概要版の作成

「(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」の計画書及び概要版を作成する。作成に当たっては、フレーズ・写真・挿絵等を用いて、(仮称) 第3期つくば市子ども・子育て支援プランを市民が理解しやすい構成とすること。その際には、商標権や著作権を侵害しないよう十分に留意すること。

4.2.4. つくば市子ども・子育て会議の運営支援

「4.1.4 つくば市子ども・子育て会議の運営支援」に同じ。

なお、子ども・子育て会議は4回程度を予定している。

4.2.5. 報告書作成

「4.1.5 報告書作成」に同じ。

4.2.6. 打合せ協議

「4.1.6 打合せ協議」に同じ。

5. スケジュール（予定）

令和5年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約（予定）					●							
ニーズ調査												
子ども・子育て会議								●			●	

令和6年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
パブリックコメント												
子ども・子育て会議		●		●		●				●		

※スケジュールは公募時点での予定であり、変更となる場合がある。

6. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 令和5年度（中間報告時）

- ・ 中間報告書（A4判、パイプ式ファイル） : 1部
- ・ 地域ニーズ調査結果報告書（A4判、白黒製本） : 100部
- ・ 上記の電子データを記録した電子媒体（CD-R） : 1部
- ・ 中間データ（4.1.3で入力した調査項目の生データ、集計・分析結果等の電子データ）を記録した電子媒体（CD-R） : 1部

(2) 令和6年度（成果品納入時）

- ・ 業務報告書（A4判、パイプ式ファイル） : 1部
- ・ (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン
（A4判、カラー製本） : 300部
- ・ (仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン 概要版
（A4判、カラー製本） : 300部
- ・ 上記の電子データを記録した電子媒体（CD-R） : 1部

7. その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 本業務の成果品の所有権及び著作権はつくば市に帰属するものとし、無断複写・貸出し等は禁じるものとする。また、本成果品が、第三者の著作権、プライバシー権その他いかなる権利も侵害しないものであることについて、受託者が保証するものとする。さらに、本成果品に関して、第三者からの権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者はその責任と負担のもと、これに対処、解決するものとする。ただし、つくば市の指示によることに起因する場合はこの限りでない。
- (3) 受託者は本業務に基づく成果品の著作者人格権を行使しないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 業務を実施するにあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守し、つくば市個人情報保護条例（平成27年条例第28号）の規定により、個人情報を取り扱う業務を適切に履行しなければならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、発注者と受託者が速やかに協議した上で、発注者の指示を受けるものとする。